

環境情報公表指針（平成15年 9月30日名古屋市告示第415号）

第 1 目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「環境保全条例」という。）第 121条第 1項の規定に基づき、市域における環境の状況に関する情報の公表に関し、その基準、時期、方法等を明らかにし、もって環境情報の公表ルールの明確化を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境基準 環境基本法（平成 5年法律第91号）第16条第 1項及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第 105号）第 7条に規定する環境上の条件についての基準をいう。
- (2) 環境目標値 名古屋市環境基本条例（平成 8年名古屋市条例第 6号）第 5条の 2第 1項に規定する環境目標値（環境保全条例附則第10条の規定により同項の規定に基づき定めた環境目標値とみなされる環境保全条例による改正前の名古屋市公害防止条例（昭和48年名古屋市条例第 1号）第 7条第 1項の規定に基づき定められた環境目標値を含む。）をいう。
- (3) 環境情報 環境基準又は環境目標値（以下「環境基準等」という。）の定めのある環境上の条件に関し、市が、公定法（環境基準等の適合状況を判定するに当たり、法令又はこれに基づく告示等に定める当該調査等に係る測定及び評価の方法をいう。以下同じ。）に基づき、市域における状況について監視、測定、調査等（以下「調査等」という。）を実施した結果をいう。

第 3 公表の基準

環境情報は、すべて速やかに公表することを原則とする。

第 4 公表の時期

- 1 環境情報は、一定の時期に実施した調査等のすべての地点、項目に係る結果が判明した後、速やかに公表するものとする。ただし、大気の汚染に係る監視結果であって、環境省のホームページ（環境省大気汚染物質広域監視システム）にオンラインで接続しているものについては、当該環境省ホームページに掲載されることをもって公表とする。
- 2 前項本文の場合（当該調査等の結果をもって環境基準等の達成状況に係る評価が確定しないものに限る。）においては、当該公表する情報は速報値（未確定値）であることを明示するものとする。
- 3 年間を通じて継続的又は定期的に調査等を実施し、公定法に基づく評価が確定した後、翌年度の定例の時期に、環境基準等の適合状況について公表を行っている環境情

報については、関係機関と調整した上で、当該予定の時期に公表することをもって公表とする。

- 4 第 1項及び第 3項の規定にかかわらず、事態の緊急性、重大性等に鑑み、当該情報が市民の健康又は生活環境に被害を生じるおそれがある内容を含む場合にあっては、直ちにこれを公表し、市民への周知、注意喚起を図るものとする。

第 5 公表の方法

環境情報の公表は、市政記者クラブを通じた報道公表、市のホームページを用いたインターネット上の公表、環境白書（環境保全条例第11条の規定に基づく年次報告をいう。以下同じ。）への掲載による公表等、当該情報の緊急性、重要性を考慮した上で、最も効果的な方法を選択し、又は組み合わせて行うものとする。ただし、統計的な情報については、法令等に特別の定めのない限り、市のホームページ又は環境白書への掲載をもって公表とすることができる。

第 6 補則

- 1 環境基準等の定めのない環境上の条件に関する調査等の結果の公表

環境基準等の定めのない環境上の条件に関し、市が市域における状況について調査等を実施した結果については、市民の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれを勘案した上で、必要に応じ、第 3から第 5までに規定するところに準じて、当該結果の判明後速やかに公表するものとする。

- 2 指針に定めのない事項の運用

この指針に定めるもののほか、市が取得し、又は了知した市域内の環境の状況に関する情報の公表に関しては、市民の健康と安全を確保し、良好な環境を保全する観点に立って、速やかに公表することを原則とした運用に努めるものとする。

附 則

この指針は、平成15年10月 1日から施行する。